

平成 27 年度

京都市人事委員会事務局運営方針

◇◆◇◆人事委員会の使命と役割◇◆◇◆

公務員が国民全体の奉仕者として、行政を民主的・能率的に運営していくためには、その身分が公正・公平な人事制度によって裏付けられていることが必要です。

このため地方公務員法は、中立的で独立した人事行政の専門機関として、人事委員会を都道府県及び政令指定都市に置かなければならないとし、主に次の権限を人事委員会に与えています。

- 行政権限：職員採用試験等の実施，人事行政について任命権者への報告・勧告等を行う権限
- 準立法的権限：法律又は条例に基づき人事行政に関する規則を制定する権限
- 準司法的権限：職員と任命権者との間に法律上の紛争が生じたときに審査・裁定等を行う権限

京都市人事委員会事務局は、人事委員会がこれらの権限を適切に行使し、公正、公平な人事行政を推進することができるよう努めます。

◆◆◆◆平成27年度 人事委員会事務局運営の総括表◆◆◆◆

平成27年度 人事委員会事務局運営の総括表			
基本方針・重点方針			
京都市が求める有為な人物を採用し，社会情勢に適応した職員の勤務条件を確保するとともに，意欲・能力に基づいた職員の任用等により組織活力の向上を図る。			
平成27年度重点取組			
	取組名	目標	所属等
有為な人物の採用	1 人物重視による職員採用試験の改革	職員採用試験について，引き続き人物重視の観点から実施するとともに必要な改善を行う。	任用課長
	2 有為な人物を獲得するための広報活動の充実	職員採用専用のホームページを新設するとともに，技術職の受験者を確保するため，技術職を紹介するパンフレット等の作成や職場見学会を開催する。	任用課長
適切な勤務条件の確保	3 給与その他の勤務条件に関する勧告・報告の適切な実施	民間給与と職員給与の比較等に基づき，職員の給与その他の勤務条件について，社会一般の情勢に適合するよう適切な勧告・報告を行う。	調査課長
組織活力の向上	4 意欲・能力に基づいた職員の任用	係長能力認定試験の受験率の向上を図り，全庁的に継続して自己研鑽に取り組む組織風土を目指す。	任用課長
	5 倫理観，規範意識の向上	公私にわたり法令を遵守し，高い倫理観，規範意識を持って公正に職務に取り組む職場風土を醸成する。	任用課長 調査課長

◆◆◆◆平成 27 年度の重点取組の概要◆◆◆◆

(1) 人物重視による職員採用試験の改革（任用課長）

職員採用試験について、人物重視の観点から面接を一層充実するとともに、優秀かつ高い倫理意識を持つ職員の確保に向けて絶えず在り方を検討し、各任命権者と協議のうえ、必要な改善を行います。

(2) 有為な人物を獲得するための広報活動の充実（任用課長）

市職員の仕事の魅力の発信を強化するため、職員採用専門のホームページを新設します。また、技術職の受験者を確保するため、技術職を紹介するパンフレット等の作成や職場見学会を本格実施するなど、職種や試験種別に応じて、広報手法を多様化させます。

(3) 給与その他の勤務条件に関する勧告・報告の適切な実施（調査課長）

民間給与と職員給与の比較に基づき、国等の制度との均衡等を考慮のうえ、給与に関する適切な勧告・報告を行います。また、給与以外の勤務条件についても、社会一般の情勢に適合するよう必要な検討を行い、報告を行います。

(4) 意欲・能力に基づいた職員の任用（任用課長）

係長能力認定試験について、昨年度、一般事務職については25歳から試験の一部を受験可能とし、一般技術職については資格試験合格者であれば試験の一部を免除するなど制度を大きく変更したことを踏まえ、更なる受験率の向上を図り、全庁的に継続して自己研鑽に取り組む組織風土を目指します。

(5) 倫理観、規範意識の向上（任用課長、調査課長）

公私にわたり法令を遵守し、高い倫理観、規範意識を持って公正に職務に取り組む職場風土を醸成します。

◆◆◆◆平成 27 年度予算◆◆◆◆

公平審査その他調査 (不服申立て等の公平審査に要する経費等)	2,091 千円
給与調査勧告 (民間給与実態調査に要する経費等)	772 千円
職員任用 (職員採用試験に要する経費等)	28,873 千円
その他事務	1,464 千円
総 額	33,200 千円